

**123条 生殖補助医療技術により出産や卵移植を行なう場合の父母認知に関する規定**

1. 妻が夫の同意書を得た上で生殖補助医療技術により妊娠した場合、その夫は妻が出産した子供の父親として登録される。
2. 夫婦間で受精した卵を別の女性に移植した場合、夫婦が子供の両親になるものとする。
3. 夫と別の女性との間で受精した卵を妻に移植した場合、その子供は夫婦の子供と認知される。